

## 認可外保育施設に対する巡回指導強化事業実施要綱

### 1 目的

この要綱は、認可外保育施設に対する巡回指導チームを編成し、指導体制を強化することによって、認可外保育施設の保育サービスの質の向上を図り、児童の安全・安心及び保護者の安心を確保することを目的とする。

### 2 用語の定義

この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

#### (1) 認可外保育施設

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業であって、法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の認可を受けていないものをいう。

ただし、保育を必要とする乳児・幼児の居宅その他の場所に保育者が訪問し、保育を行う事業を除く。

#### (2) 巡回指導

施設又は事務所に立ち入って行う運営に関する指導をいう。

#### (3) 届出書類

法第59条の2に規定する書類をいう。

#### (4) 立入調査

法第59条に基づく立入調査及び特別立入調査をいう。

### 3 対象

認可外保育施設

### 4 実施体制

認可外保育施設の事業を所管する部署の職員が原則2名以上で行うこととし、必要に応じて認可外保育施設の指導監督を所管する部署の職員、保育士、児童福祉司、児童心理司、児童指導員、保健師、看護師、医師等の専門的知識を有する者を加える。

### 5 実施方法

別に定める実施計画に基づき、対象となる施設に対して、実施する日時を予め

通知し、又は通知せずに実施する。

## 6 実施内容

対象となる認可外保育施設に対し、次に掲げる確認、指導・助言等を行う。

なお、指導・助言等を行うに当たっては、必要に応じて、認可外保育施設に対する指導監督要綱の規定を参考にするものとする。

### (1) 届出書類に基づく確認

ア 事業内容に関すること。

イ 建物、設備等に関すること。

### (2) 専門的見地から行う指導・助言等

ア 保育内容に関すること。

イ 午睡対応に関すること。

### (3) その他、立入調査時に多く指摘される事項についての状況確認や保育従事者、その他の職員等から運営状況についての事情聴取など、必要に応じて行うもの。

## 7 巡回指導の結果

巡回指導の結果は、必要に応じて、福祉部指導監査課に対し情報共有する。

## 附則

この要綱は、令和元年（2019年）9月25日から施行する。